

福島県高齢者居住安定確保計画（案）に関する県民意見と県の考え方

No	ページ 番号	行番号	意見内容とその理由	県の考え方
1	1	16 柱脚	…基盤である住宅や老人ホーム※1について、 ⇒現計画の「老人ホーム等施設」のままとされたい。 理由：P3「方針3 介護や医療が付加された安心な暮らし」 P4「3 施策体系-方針3-(1) (2) (3)」 P22～24に「介護施設等」の文言があり、介護施設等の説明も必要と思われるため	ここでは、高齢者住まい法に定める本計画の対象を記載していることから、案のとおりとします。 なお、御意見を踏まえ、「介護施設等」を全て「老人ホーム」に修正します。
2	7	3	○高齢者になる前（プレシニア） ⇒「プレシニア」の表現について、住生活基本計画には使用されていないため、いずれかに統一されたい。 （以下同じ）	御意見を踏まえ、「高齢者になる前（以下「プレシニア」という。）」に修正します。
3	10	24	□避難者見守り活動支援事業 ⇒事業名は「被災者見守り・相談支援事業」ではないか。 なお、「(4) 被災・避難高齢者への生活支援」はこれまでの地震や風水害災害被災者限定なのか、今後発生する災害にも適用するのか分かりにくい。「現状・課題」の冒頭で記述されたい。	事業名は誤りではないため、案のとおりとします。 なお、当該部分は、これまでの地震や風水害災害被災者に限定していません。
4	13	15	「関連事業」 □在宅医療推進事業 ⇒「在宅医療・介護連携支援事業」ではないか。 ⇒□災害時避難行動要支援者避難支援制度（追記） 理由：今後発生する災害時の逃げ遅れ防止対策として加えてはどうか。	事業名は誤りではないため、案のとおりとします。 また、追記の御意見については、県内一円における防災のソフト対策（市町村地域防災計画）ですので、担当部局に伝えます。 ※本計画で記載する範囲を超えています。
5	13	21	⇒「効果」に追記 □災害時における要支援者の逃げ遅れ、置き去り防止 理由：前記に同じ	No.4に同じ。
6	14	10	(6) 在宅医療・介護を推進するための人材確保・育成 ⇒p 24 「(3) 介護施設等における人材確保・育成」と内容が重複しているので、整理されては如何か。 例えば、方針1-(6)を、方針3-(3)に集約し、「介護関連業務従事者の人材確保・育成」とする。	現在住んでいる住宅や地域で暮らす場合と老人ホームで安心して暮らす場合のそれぞれにおいて、医療・介護等を担う人材確保・育成は重要であるため、案のとおり方針1と方針3のそれぞれに記載します。
7	16	3	⇒「現状・課題」に追記 ○高齢者等は、連帯保証人や緊急連絡先の確保が困難なため、公営住宅に入居できない場合がある。	御意見を踏まえ、「○公営住宅に住む高齢者が増加するなど、一定の質が確保された住宅による居住の安定が求められている。」に修正します。
8	16	8	⇒「対策」に追記 ○連帯保証人制度の見直し	御意見を踏まえ、「○公営住宅の優先入居や入居要件の緩和」に修正します。
9	17	1	⇒「具体的取組」に追記 ○連帯保証人（緊急連絡先）制度の弾力的運用や家賃債務保証会社（居住支援法人）の適用	御意見を踏まえ、「□公営住宅へ的高齢者世帯等の優先入居や連帯保証人制度等の弾力的運用」に修正します。

No	ページ 番号	行番号	意見内容とその理由	県の考え方
10	17	1	⇒「対策」「具体的取組」は内容が同じなので、表現を変えるか「対策と取組」として整理されては如何か。	内容は同じではなく、具体的取組では、より具体的に記載しています。
11	18	5	「現状と課題」 ⇒高齢者の住まい探しは困難であり、高齢者であるとの理由のみで民間賃貸住宅に入居できない場合がある。 (追記) 理由：前記の実態があるため。	御意見を踏まえ、「○高齢者が連帯保証人や緊急連絡先を確保できない等の理由で、民間賃貸住宅に入居できない場合がある。」に修正します。
12	18	5	⇒現状・課題に「○高齢者が保証人や緊急連絡先を確保できず、民間賃貸住宅に入居できない場合がある。」とあるので、その「対策」と「具体取組」を記述されたい。	御意見については、「対策」に「○高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居や生活支援」や「○住宅セーフティネット制度の更なる普及促進」を、「具体的取組」に「□市町村における住宅セーフティネット制度を活用した高齢者に対する家賃補助や高齢者向け住宅への改修補助等の促進」や「□居住支援法人による民間賃貸住宅に入居する高齢者への支援（入居支援、生活支援、相談）」を記載しています。
13	18	8	⇒現状・課題の「○住宅を紹介するホームページが統一されていない」ことによる不都合な事象を明記されたい。 ⇒次に、HPが統一されないことによる不都合な事象の解決のための「対策」と「具体的取組」について記述されたい。	本計画は、高齢者の居住の安定確保に関する基本目標・方針や施策の方向等を定め、施策の現状と課題・対策・具体的取組等を位置付けるものであり、不都合な事象を記載するものではありません。 なお、御意見を踏まえ、同頁8行目を「賃貸住宅を紹介するホームページが複数あり、高齢者にとって分かりやすい情報発信が求められている。」に修正します。 また、県と県居住支援協議会では、住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、住宅セーフティネット制度を推進しています。
14	19	9	「効果」 □高齢者の住まいに関するホームページの明確化 ⇒ホームページが統一され明確化されることによる具体的な効果を記述されたい。 理由：高齢者本人及び支援者の住まい探しにおいて最も重要なことは、高齢者専用HPの有無ではなく「空き家情報が多く選択肢が多い検索サイト」の充実には尽きると考える。統一化・明確化が必要な理由を記述されたい。 なお、現在、高齢者住宅専用サイトは「サ住協のサ付き住宅」サイトのみであり、国のSN住宅及びあんしん住宅情報提供システム、ちんたい協会の安心ちんたい検索サイトの何れも住宅確保要配慮者として一括りである。HPの統一明確化の必要性、実現可能性について再確認されたい。	ホームページが明確化されることによる効果は、「高齢者の賃貸住宅への円滑な入居と住まいの確保」や「高齢者への一定の質が確保された住まいの提供」等であり、既にP19に記載していることから、御意見の部分は、削除します。
15	21	14	□サービス付き高齢者向け住宅整備事業を活用した供給及び適正立地の促進 ⇒適正立地への供給促進	御意見を踏まえ、「適正立地への供給促進」に修正します。
16	21	16	□サービス付き高齢者向け住宅の適正管理による適切なサービスの提供 ⇒□サービスの実現 理由：「対策」と同じ表現になっているので、「実現」としては如何か。	御意見を踏まえ、「サービス提供の実現」に修正します。
17	21	19	□高齢者一人ひとりの希望に添ったサービス提供の促進 ⇒□サービス提供の実現	御意見を踏まえ、「サービス提供の実現」に修正します。

No	ページ 番号	行番号	意見内容とその理由	県の考え方
18	23	5	○サービスに対する苦情・相談窓口の周知が不十分である。 ⇒介護サービスの苦情相談窓口は、国保連及び市町村高齢福祉担当課（地域包括センター）で足りると認識していたが、このほかにも存在するという事か。また、サービスの受給者あるいは支援者はこれらの窓口が不明で相談ができないということか。	御意見の「現状・課題」は、高齢者居住・地域福祉を専門とする有識者や介護サービスの実情を熟知する専門家の意見等を踏まえ、記載しています。
19	24	—	(3) 介護施設等における人材確保・育成 ⇒P14「(6) 在宅医療・介護を推進するための人材確保・育成」と内容が重複しているため、整理されては如何か。 例えば、方針1-(6)を、方針3-(3)に集約し、「介護関連業務従事者の人材確保・育成」とする。（再掲）	No.6に同じ。
20	28	—	IV 生活圏域毎（中通り、会津、浜通り）施策 ⇒「地域の特性」「現状・課題」「対策」「具体的取組」「効果」の各項目について、全県の共通事項と各圏域別特有の事項に分類されては如何か。 ⇒住生活基本計画及び賃貸住宅供給計画との整合を確認されたい。	「生活圏域毎（中通り、会津、浜通り）施策」は、県内7つの地域（8管内）ごとに開催した地域住宅懇談会において、各生活圏の「現状・課題」、「対策」、「具体的取組」及び「効果」を整理しました。
21	—	—	【掲載情報のデータ追加】 ○計画策定の根拠となる高齢者に関するデータ（住調・国調・国県上位計画、高齢者福祉計画等）を掲載されたい。 ○制度等の理解を深めるため、イメージ図や写真を活用されたい。 ○「関連事業」の名称変更、改廃について確認されたい。 ○高齢者住宅の供給目標を設定されたい。	御意見を踏まえ、計画本文に関連する統計データやイメージ図・写真を盛り込みます。 なお、高齢者住宅の供給目標については、P4 II-4に記載しています。